

高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第5条 (省略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従うこと。</p> <p>(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。</p> <p>(6) 補助事業によって取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に規定する耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林水産大臣が別に定める期間内)において、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的</p>	<p style="text-align: center;">高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第5条 (省略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従うこと。</p> <p>(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。</p> <p>(6) 補助事業によって取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に規定する耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林水産大臣が別に定める期間内)において、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的</p>

に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(7) 補助事業者等が前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をした場合は、当該施設に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。

(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(9) 県税及び県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。

2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項各号に掲げる条件を付さなければならない。

3 補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、知事は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

第7条～第13条 (省略)

附則 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(7) 補助事業者等が前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をした場合は、当該施設に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。

(8) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(9) 県税の滞納がないこと。

2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項各号に掲げる条件を付さなければならない。

3 補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、知事は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

第7条～第13条 (省略)

附則 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。
 附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。
 附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。
 附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。
 附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。
 附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。
 附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。
 附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。
 附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。
 附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。
 附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。
 附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。
 附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。
 附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。
 附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。
 附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。
 附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。
 附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。
 附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。
 附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。
 附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	事業実施主体
公益社団法人高知県森と緑の会	市町村、教育委員会、一部事務組合（以下「市町村等」という。） 又は県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体 （注） <u>当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した費用の財源に森林環境譲与税を充てた場合は補助対象外とする。</u>

別表第1（第3条関係）

補助事業者	事業実施主体
公益社団法人高知県森と緑の会	市町村、教育委員会、一部事務組合（以下「市町村等」という。） 又は県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体 （注） <u>事業実施主体が市町村等で、補助対象経費から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は補助対象外とする。</u>

別表第2（第4条関係）～別表第3（第4条関係）（省略）

別表第4（第4条関係）

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金 （当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備等）	（注）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1人1日当たり7,000円以内とし、補助金実績額の20%以内とする。）。
報償費	外部講師等への謝金	（注1）外部講師は県内在住講師とする。 （注2）金額は、1人1日当たり9,000円以内とする。ただし、特段の理由がある場合は1人1日当たり30,000円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。 （注3）事業を実施する団体の職員（会員及び役員を含む）等への講師謝金は補助対象外とする。
旅費	外部講師又はスタッフ（応援団体等を含む）	（注1）事業の当日及び準備に要する費用

別表第2（第4条関係）～別表第3（第4条関係）（省略）

別表第4（第4条関係）

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金 （当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備等）	（注）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1人1日当たり6,000円以内とし、補助金実績額の20%以内とする。）。
報償費	外部講師等への謝金	（注1）外部講師は県内在住講師とする。 （注2）金額は、1人1日当たり9,000円以内とする。ただし、特段の理由がある場合は1人1日当たり30,000円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。 （注3）事業を実施する団体の職員（会員及び役員を含む）等への講師謝金は補助対象外とする。
旅費	外部講師又はスタッフ（応援団体等を含む）	（注1）事業の当日及び準備に要する費用

	む) への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	を対象とし、費用は実費とする。 (注2) 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。
需用費	(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費(クラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃等)	(注1) 参加者への土産物(木工クラフト等材料費が少額なものを除く)や実施団体の資産になり得る物品等(チップパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等)
	(2) 燃料 ガソリン、軽油代(チェーンソーや刈払機等の燃料費)	は補助対象外とする。 (注2) 広報に要する費用はイベントの規模に応じて過大にならないこと。
	(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等	
	(4) 資材 苗木代、支柱代等	
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費(切手・ハ	(注) 県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。

	む) への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	を対象とし、費用は実費とする。 (注2) 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。
需用費	(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費(クラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃等)	(注1) 参加者への土産物(木工クラフト等材料費が少額なものを除く)や実施団体の資産になり得る物品等(チップパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等)
	(2) 燃料 ガソリン、軽油代(チェーンソーや刈払機等の燃料費)	は補助対象外とする。 (注2) 広報に要する費用はイベントの規模に応じて過大にならないこと。
	(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等	
	(4) 資材 苗木代、支柱代等	
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費(切手・ハ	(注) 県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。

	ガキ代等)、振込手数料等	
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土木工事費等	(注) 活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用料及び賃借料	(注1) 実施団体の代表者への賃借料は補助対象外とする。 (注2) 料金が定まっていなかったものについては、社会通念上、妥当な額とする。

その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 事業発表、意見交換会に参加する際に要する経費
- 4 交付決定日より前に発生する経費
- 5 その他不相当と認められる経費

別表第5（第4条関係）～別表第6（第6条関係）（省略）

	ガキ代等)、振込手数料等	
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土木工事費等	(注) 活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用料及び賃借料	(注1) 実施団体の代表者への賃借料は補助対象外とする。 (注2) 料金が定まっていなかったものについては、社会通念上、妥当な額とする。

その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 事業発表、意見交換会に参加する際に要する経費
- 4 交付決定日より前に発生する経費
- 5 その他不相当と認められる経費

別表第5（第4条関係）～別表第6（第6条関係）（省略）

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
(生年月日)

高知県こうち山の日推進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：

内容：

2 補助金交付申請額 円

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
(生年月日)

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：

内容：

2 補助金交付申請額 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙3）
- (5) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙4）
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

別記

第1号様式（第5条関係）

別紙1、別紙2（省略）

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙3）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

別記

第1号様式（第5条関係）

別紙1、別紙2（省略）

別紙3

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名 (自署の場合は押印不要)
(生年月日)

納税義務がない旨の申立書

(省略)

別紙3

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名 印
(生年月日)

納税義務がない旨の申立書

(省略)

別紙4

誓約書兼同意書

私は、こうち山の日推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に
対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約しま
す。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照
会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する
情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又
は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じ
ます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企
業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 _____ 様

所在地

(代表者 職・)氏名(自署の場合は押印不要)

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県こうち山の日推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

（省略）

別記

第2号様式（第7条関係）

別紙1、別紙2（省略）

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

（省略）

別記

第2号様式（第7条関係）

別紙1、別紙2（省略）

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

高知県こうち山の日推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

（省略）

別記

第3号様式（第8条関係）

別紙1～別紙4（省略）

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

（省略）

別記

第3号様式（第8条関係）

別紙1～別紙4（省略）

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。
（省略）

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。
（省略）

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る概算払請求書
年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定
(又は変更決定) 通知がありました補助金について、高知県こうち
山の日推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下
記により概算払によって交付されるよう請求します。
(省略)

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る概算払請求書
年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定
(又は変更決定) 通知がありました補助金について、高知県こうち
山の日推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下
記により概算払によって交付されるよう請求します。
(省略)